

平成26年度

明石市特別職報酬等審議会

日 時 平成26年5月27日(火) 午前10時から

場 所 市役所本庁8階 806AB会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 副市長あいさつ

3 審議会成立の可否について（事務局報告）

4 会長あいさつ

5 審 議

(1) 非常勤の行政委員会委員の報酬の支給方法(日額制・月額制)について

(2) 非常勤の行政委員会委員の報酬の支給水準について

明石市特別職報酬等審議会委員名簿

(敬称略)

	氏名	カナ氏名	役職等	備考
1	佐々木 弘	ササキ ヒロシ	神戸大学 名誉教授	会長
2	柴田 達三	シバタ タツノウ	明石商工会議所 顧問	会長代理
3	伊賀 文計	イガ フミカズ	明石市医師会 会長	
4	澤田 瑞穎	サワダ ミズノギ	明石市連合自治協議会 会長	
5	竹内 順哉	タケウチ ジュンヤ	明石労働者福祉協議会 会長	
6	松原 由美子	マツバラ ユミコ	明石市連合子ども会育成連絡協議会会長	
7	和田 美耶子	ワダ ミヤコ	明石市女性団体協議会 会長	
8	島野 正士	シマノ マサシ	公募委員	
9	田中 文雄	タナカ フミオ	公募委員	
10	水田 美穂	ミズタ ミホ	公募委員	
11	宮川 貴美子	ミヤガワ キミコ	公募委員	

審 議 資 料 の 略 説

頁	資 料 名
	略 説
1～2	1 前回の審議会での審議内容
	前回の審議会での審議内容の概略を記載しています。
3～4	2 非常勤の行政委員会委員の報酬のあり方についての審議のポイント
	このたびの審議会における審議事項の概要を記載しています。
5	3 滋賀県における住民訴訟事件（最高裁判決）について
	滋賀県における住民訴訟事件について、判決要旨について記載しています。
6～10	4 行政委員会委員報酬制度の見直しを行った主な自治体の考え方
	行政委員会委員報酬制度の見直しを行った主な自治体の考え方について、報酬審議会等の答申・意見書を抜粋し、記載しています。
11～12	5 非常勤の行政委員会委員の概要について（明石市）
	非常勤の行政委員会委員の職務内容、委員数、任期及び選任の方法等を記載しています。
13～17	6 非常勤の行政委員会委員の勤務実績一覧 （平成22年度～平成25年度）
	各行政委員会委員の勤務実績について記載しています。

前回の審議会での審議内容

(平成26年2月21日実施)

1 特別職の給料月額

改定の基礎となる、部長級職員の給料月額については、給与水準に変動がなかったため、特別職の給料月額の改定を行わないことが妥当であるとされました。また、市が財政健全化への本格的な取り組みを行っていることを考慮し、財政の厳しい将来推計を反映させることの検討を行った結果、今後の財政健全化の取り組み状況等を注視しつつ、引き続き、調査・審議等を行うこととされました。

2 常勤の特別職の退職手当

平成25年度からの一般職の退職手当の大幅な段階的引き下げに合わせ、同様の引き下げを行うべきとの意見もありましたが、改定の基礎となる、兵庫県市町村職員退職手当組合の特別職の支給率の改定状況を踏まえ、本審議会としては、改めて審議することとされました。

3 議員の報酬月額

改定の基礎となる、部長級職員の年収について、議員の年収とほぼ均衡していたことから、議員の報酬月額の改定を行わないことが妥当であるとされました。また、常勤の特別職と同様に、議員の報酬月額についても、財政の厳しい将来推計をどのように反映させることについては、今後の財政健全化の取り組み状況等を注視しつつ、引き続き、調査・審議等を行うこととされました。

4 非常勤の行政委員会委員の報酬額等について

教育委員会、監査委員及び選挙管理委員会等の行政委員会の非常勤の委員の報酬については、市長より、意見のとりまとめの依頼を受け、本審議会において、月額制の是非や他都市と比べて高い水準について、次のような意見が出されました。

- (1) 地方自治法は、日額制を基本としており、月額制を採用する場合は、妥当な根拠が必要となること。
- (2) 一律に、月額制又は日額制とするのではなく、それぞれの委員会の職務内容や職責に応じたきめ細かい検討が必要なこと。

- (3) 月額制から日額制に変更した他都市の先行事例をもよく研究する必要があること。
- (4) 報酬額については、平成6年以降改定されていませんが、その間、常勤の特別職については、適宜引き下げ改定が行われていること、また、他都市との比較においては、高位の水準となっていることなどを踏まえた検討が必要と考えられること。

しかしながら、本審議会としては、対象となる行政委員会が、6委員会に及び、それぞれの委員会の職務内容や職責も多様であり、また、市政運営に関する重要な課題であることから、早急に一定の結論を出すことはやめ、新年度、できるだけ早い時期に、審議を行うことが望ましいとされました。

非常勤の行政委員会委員の報酬のあり方についての審議のポイント

1 非常勤の行政委員会委員の報酬の支給方法(日額制・月額制)について

(1) 本市の状況

本市の各行政委員会委員の報酬については、「特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、固定資産評価委員会への報酬を
除く監査委員会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会委員
については、月額制としています。

(2) 地方自治法上の規定

非常勤の行政委員会委員の報酬については、地方自治法第 203 条の 2 第 2 項
に基づき、報酬は、「その勤務日数に応じてこれを支給する」(日額制)ことと
されていますが、「条例で特別の定めをした場合には、この限りではない」(月
額制)と規定されています。

(3) 月額支給に関する最高裁判決

滋賀県における住民訴訟事件(平成 23 年 12 月 15 日最高裁判決)においては、
選挙管理委員会の各委員に月額制の報酬を支給することについて、地方自治
法 203 条の 2 第 2 項に反する違法な規定であるとして、住民訴訟が提起され
ましたが、「地方自治法は、市の条例で、月額制を定める場合の実質的な要件
について、何ら規定していないので、非常勤職員の報酬制度について、月額
制をとるか、日額制をとるかについては、その自治体の事情をもっとも知り
得る立場にある議会の裁量権に委ねられている。」として、月額支給を適法と
する初めての判断を示しました。

(4) 他都市の状況

【日額で支給を行っている市の状況】

	監査委員会	教育委員会	選挙管理委 員会	農業委員会	公平委員会	固定資産評価 審査委員会
政令指定都 市 20 市	3 市	6 市	7 市	1 市	8 市	20 市
中核市 43 市	2 市	2 市	3 市	1 市	11 市	40 市
特例市 40 市	1 市	2 市	4 市	1 市	22 市	34 市
県下 29 市	0 市	0 市	2 市	0 市	5 市	29 市

2 非常勤の行政委員会委員の報酬の支給水準について

(1) 本市の状況

現在の報酬については、平成6年以降改定が行われておらず、特例市において最も高い支給水準となっています。

【特例市及び県下における報酬額の順位】

	監査委員会		教育委員会		選挙管理委員会		農業委員会		公平委員会		固定資産評価審査委員会	
	識見者	議選	委員長	委員	委員長	委員	会長	委員	委員長	委員	委員長	委員
特例市 40市	1位	3位	1位	1位	1位	1位	15位	9位	3位	1位	5位	5位
県下 29市	2位	3位	2位	2位	6位	2位	4位	4位	5位	5位	6位	3位

(2) これまでの非常勤の行政委員会委員の報酬の支給水準の決定方法

平成6年までは、常勤の特別職の報酬月額を参考にして、改定を行ってきましたが、平成7年から平成20年までの間においては、常勤の特別職の報酬月額の改定がなく、また、平成21年以降については、常勤の特別職の報酬月額の減額改定がありましたが、非常勤の行政委員会委員の報酬については、据え置きとしました。

この結果、平成6年から平成26年までの間で、常勤の特別職の報酬額については、11.9%の減額となっていますが、非常勤の行政委員会委員の報酬額については、改定が行われていません。

滋賀県における住民訴訟事件(最高裁判決)について

【事件の概要】

滋賀県において、選挙管理委員会、労働委員会、収用委員会の委員に月額制の報酬を支給することについて、地方自治法 203 条の 2 第 2 項に反する違法な規定であるとして、公金の支給の差し止めを求めるための住民訴訟が提起されました。

【平成 23 年 1 2 月 1 5 日最高裁判決要旨】

選挙管理委員会の委員について月額報酬を定めた条例は、以下の事情を考慮すれば法の趣旨に照らして不合理とは認められず、議会の裁量の範囲を超え又は濫用したものといえないことから、違法、無効であるとはいえない。

- ①地方自治法の規定は、条例で月額報酬以外の制度を定める場合の実体的要件について何ら規定していない。
- ②委員会の委員を含む非常勤職員に関し、どのような報酬制度が、人材確保の必要性等を含む地方公共団体の実情に適合するかは、団体ごとに、その財政規模等との権衡も踏まえ、非常勤職員の職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の諸般の事情の総合的考慮による政策的、技術的見地からの判断を要するもの。
- ③報酬の内容の決定は、諸般の事情を最もよく知りうる立場にある当該団体の議会の裁量権に基づく判断に委ねたものと解するのが相当。
- ④行政委員会は、独自の執行権限を有する執行機関であり、その職責の重要性に照らせば、その業務に堪え得る一定の水準を備えた人材の一定数の確保が必要であるところ、報酬制度の内容いかんによっては、その確保に相応の困難が生ずることも否定し難い。
- ⑤広範多岐にわたる一連の業務について執行権者として決定をするには、各般の決裁文書や資料の検討のため、登庁日以外にも相応の実質的な勤務が必要となり、その他、業務に必要な専門知識の習得、情報収集等に努めることも必要となることを考慮すれば、形式的な登庁日数のみをもってその勤務の実質が評価し尽くされるものとはいえない。

なお、労働委員会、収用委員会の委員については、最高裁での判決があった時点において、月額制から日額制へ改定していたため、公金の支給の差し止めを求める訴えは不相当とされました。

行政委員会委員報酬制度の見直しを行った主な自治体の考え方

(日額制を採用した年の報酬審議会等における答申・意見書より抜粋)

(1) 大阪市 (全行政委員会を日額制)

① 基本的な考え方

- ア すべての行政委員会の委員報酬について、地方自治法第 203 条の 2 第 2 項の規定に則り、原則、「日額報酬」とする。
- イ ただし、例外的な個別の事情があり、日額報酬とすることにより不都合が生じるものがある場合には、個別に検討、議論する。
- ウ 平成 22 年度の各行政委員会の予算額を上回らないこととする。

② 日額・月額判断について

非常勤の職である行政委員会の委員の報酬は、生活給としての意味は有さず、純粋に勤務実績に対する反対給付であるものと考えており、審議会に対して求められた「意見」としては、地方自治法の原則に則り、全ての行政委員会の報酬について、日額に見直すことが適当である。

それぞれの行政委員会の役割、職務、職責等については共通して非常に重いものがあり、委員会ごとに差を設け、月額と日額とを線引きすることは難しく、一部の行政委員会から、月額報酬制を維持したい旨の要望もなされたが、月額報酬を維持するまでの、特別な個別の事情や、勤務実態があるとまではいえないとの判断に至った。

また、日額にすることによって、現行の報酬、予算額を上回ることが想定されるようであれば、支給の最高限度額などを設けることにより、歳出の抑制を検討すべきといった意見もあり、そのことによって、市民目線から見ても、理解が得られるものであり、原則、地方自治法の規定に立ち戻り、全て日額とすることが妥当な判断であるという結論に達した。

③ 報酬日額について

- ア 非常勤の行政委員の報酬については、国の非常勤職員に対する報酬の限度額である 35,200 円を基本とする。ただし、この額を委員長及び会長とするか、もしくは委員の報酬単価とするかについては、市としての検討が必要。
- イ 委員長及び会長については、その職責を考慮し、これまでどおり、委員の報酬額を上回るものとするが、その率については、市としての検討が必要。
- ウ ただし、国の 35,200 円の限度額が、平成 22 年度の人事院勧告を受け、減額改定が実施された場合には、その額を考慮すべきである。
- エ また、同一の日に当該委員会において異なる勤務があった場合においても、勤

務1日あたりの日額報酬を上限とすべきである。

オ 選挙管理委員会における、区選管については市選管の委員長及び委員、また、監査委員における議選の監査委員については、識見を有する者のうちから選任された者との、現行の月額報酬での差を考慮し、検討が必要。

カ 農業委員会における総会出席以外の活動については、現行の月額報酬を超えない範囲で日額報酬の単価設定の検討が必要。

キ 報酬の支給対象となる勤務は、主として、当審議会に対して示された業務内容など、行政委員会の委員としての活動を行った場合のものとする。

ク こうした考え方に基づいて、日額で設定した場合における報酬額の総額において、平成22年度の行政委員会の予算総額並びに現行の月額報酬のそれぞれの額を下回る内容とすべきである。

④ その他

ただし、将来的に委員会の活動内容が、常勤に近い実態となった場合には、月額報酬に改めることを否定するものではない。

(2) 浜松市（監査委員及び農業委員会は月額制）

① 月額・日額の判断

原則として、すべての行政委員会の非常勤の委員の報酬を日額で設定する。

なお、月額支給とする特別な事情がある行政委員会は、監査委員及び農業委員会とした。

② 具体の報酬額の判断

ア 特別職である執行機関の委員の職務に相応しい額とする。

イ 原則として、執行機関の別により、報酬額に差をつけない。

ウ 行財政改革推進の観点から、現行の総報酬額を上回らない。

エ 政令指定都市中最低水準を維持する。

③ 基本的な考え方

行政委員会の委員は非常勤の職であることから、報酬は、生活給としての意味は有さず、純粋に勤務実績に対する反対給付であるものであり、原則として、非常勤の委員の報酬を日額での設定に見直す。

④ 日額によらないで支給することができる特別な事情の考え方

ア 勤務実態が常勤職員と比較して同等と認められる場合。

イ 資格に基づく高度な専門性が要求される場合。

ウ 専門的な職務に従事する者で、日額では語りえない特殊性がある場合。

エ 日常的な活動が中心となり、機関としての意思決定をすることが活動の中心となる執行機関との著しい差異が認められる場合。

⑤ 各行政委員会の特別な事情の評価

ア 監査委員

公認会計士：勤務の実態が常勤職員と比較して同等とまでは認められないが、執行機関の委員としての活動において資格に基づく活動が要求されるため、日額によらない特別な事情があると認められる。

その他：勤務の実態が常勤職員と比較して同等とまでは認められないが、専門的な職務に従事しており、日額では語りえない特殊性を有するため、日額で設定することについては、今後の課題とする。

イ 農業委員会

日常的な活動が中心であり、機関としての意思決定をすることが活動の中心となる執行機関との著しい差異を有するため、日額で設定することについては、今後の課題とする。

⑥ 報酬月額について

改正前の月額報酬を基本とするが、行財政改革推進の観点から、改正前の月額報酬を5%下回る額とする。21年度中に既に額の引下げを実施した農業委員会については、当該引下げ前の額より5%下回る額とする。

⑦ 報酬日額について

ア 改正前の報酬額から平成20年度(選挙管理委員会についてはより活動実績の多い平成21年度とする。)の活動実績に基づいた延べ活動回数で割り戻した額を算出し、これとの均衡を図る中で日額報酬を決定する。また、総額で、現行より5%下回る額とする。

イ 日額報酬は新たに日額で設定することとなるすべての行政委員会を通じて統一の額とする。

既に日額で設定しているものについては、現行の額より5%下回る額とする。

【委員長加算】

委員長又は会長については、その職責を考慮し、委員の額を20%上回る額とする。

【支給要件】

報酬の支給対象となる勤務は、行政委員会委員としての活動を行った場合に限るものではあるが、具体的な支給要件、支給方法等については、審議会は判断しない。

【日額報酬の算定方法】

(現行の総報酬額×(1-0.05))÷平成20年度の延べ活動回数を求め、1,000円単位で整理した額。

(3) 伊丹市（公平委員会のみ日額）

① 基本的な考え方

現在、非常勤特別職の報酬については、月額報酬制をめぐる地方自治法（第 203 条の 2）の規定の解釈について司法判断が分かれている状況であり、各自治体においても報酬月額の水準やそのあり方について、見直しに向けた検討が始まろうとしている。

非常勤特別職の報酬等を取り巻く情勢が変革する渦中において、今日的な視点に立ち各行政委員会委員の職務内容や職責、活動実績等の調査を行うとともに、昭和 31 年の制度創設時の状況や報酬額の変遷並びに近隣市及び類似団体の現状と対応等についての調査結果に基づき、委員会報酬の適正な水準及びそのあり方について慎重な審議を行う。

② 月額報酬とするもの

教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会

各行政委員会の職務が一般的な労務提供とは異なり、委員会や諸会議のほか、審議事案の検討や自己調査などの業務、審議決定に対する社会的な責任の重さ等、単に委員会の回数や審議時間のみをもって、委員の業務量を判断することは困難であること、また、それぞれの委員の選任にあたっては、適正（高い専門性や識見）を備えた人材の確保が必要であり、単に会議への出席だけでない多様な要素を勘案する必要性があることなどから、原則、月額制を維持するべきであると判断した。

③ 日額報酬とするもの

公平委員会

公平委員会については、個別案件や事例の研究等に特化した活動が中心であり、近隣市及び類似団体等の動向も踏まえる中、固定資産評価審査委員会と同様の日額制に移行するべきであると判断した。

④ 日額報酬の額

他の地方公共団体の状況から判断するという手法をとる。これは、一般職の職員の給与における「均衡の原則」という決定方法であり、報酬額の水準を決めるにあたりこれまでの経緯や合理性、納得性があるということで概ね意見が一致した。そこで、近隣市及び類似団体（関東 6 市）の委員報酬等の水準、また、各行政委員会の所掌事務内容及び活動状況を比較するとともに、阪神 6 市の財政力指数や経常収支比率等の行財政指標等も調査し、地方公共団体における伊丹市の行政規模の水準の検討を行った。この結果、特に行政単位として市民生活や地域活動が連動していることから阪神 6 市の水準を比較するのが妥当であると判断し、その中でも伊丹市の行政規模を勘案すると阪神 6 市の平均的な水準が妥当であるという結論に至った。

非常勤の行政委員会委員の概要について（明石市）

	監査委員	教育委員会	選挙管理委員会	農業委員会	公平委員会	固定資産評価審査委員会
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第195条 明石市監査委員条例 	<ul style="list-style-type: none"> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条 	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第181条 明石市選挙管理委員会規程 	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員会等に関する法律 明石市農業委員会規程 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法第7条 明石市公平委員会規則 	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法第423条 明石市固定資産評価審査委員会条例
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査（財務監査） 事務の執行の監査（行政監査）等 	<ul style="list-style-type: none"> 学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止 財産の管理 職員の任免その他の人事 学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導 等 	<ul style="list-style-type: none"> 国・地方公共団体の選挙に関する事務及びこれに関係する事務の管理 等 	<ul style="list-style-type: none"> 自作農の創設及び維持 農地等の利用関係の調整 農地の交換分合その他農地に関する事務 等 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の給与、勤務時間等の勤務条件に関する措置の要求の審査、判定、措置 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁定又は決定 職員の苦情の処理 等 	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産評価の不服申立てに関する審査 等
委員数	3名 (内訳) 職見者選出：1名 議見者選出：2名	4名 (内訳) 委員長：1名 委員：3名	4名 (内訳) 委員長：1名 委員：3名	27名 (内訳) 会長：1名 会長代理：1名 委員：25名	3名 (内訳) 委員長：1名 委員：2名	3名 (内訳) 委員長：1名 委員：2名
任期	4年	4年	4年	3年	4年	3年
選任の方法	<p>監査委員は、地方公共団体の長の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び職員のうちから、選任する。</p>	<p>当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長の長が、議会の同意を得て、選任する。</p>	<p>選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、地方公共団体の議会において選挙により選任される。</p>	<p>一定規模の農地を有する者のうち選挙により選ばれる委員（20名）及び農協等の推薦により選任される委員（7名）。 ※定員条例の改正により、選挙委員は、平成26年7月より定員は16名。</p>	<p>人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長の長が選任する。</p>	<p>地方公共団体の住民、市税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、地方公共団体の議会の同意を得て、地方公共団体の長の長が選任する。</p>

非常勤の行政委員会委員の職務内容及び委員の属性について

	監査委員	教育委員会	選挙管理委員会	農業委員会	公平委員会	固定資産評価審査委員会
職務内容 (主な実務)	<p>(1) 定期監査・行政監査・住民監査・出納検査等の実施毎に、</p> <p>① 監査実施前の資料読み込み</p> <p>② 総括説明</p> <p>③ 事務局の予備監査後の協議</p> <p>④ 講評</p> <p>(2) 市長への決算審査概要説明</p> <p>(3) 意見形成、指示事項報告、各種相談等</p>	<p>(1) 定例会・臨時会出席</p> <p>(2) 学校訪問</p> <p>(3) 体育大会出席</p> <p>(4) 卒業式出席</p> <p>(5) 懇談会出席</p> <p>(6) 協議会出席</p> <p>(7) 視察等</p>	<p>(1) 定例会・臨時会出席</p> <p>(2) 市議会本会議出席（一般質問がある場合）</p> <p>(3) 各種選挙連合会の総会・理事会・役員会出席</p> <p>(4) 各種選挙連合会の研修会出席</p> <p>(5) 各種選挙の管理執行、打ち合わせ、啓発活動等</p>	<p>(1) 定例会（委員会・小委員会）</p> <p>(2) 各種農業委員会幹部研修会出席</p> <p>(3) 各種農業委員会会長会議・協議会出席</p> <p>(4) 農地パトロール</p> <p>(5) 許可申請に係る現地調査</p> <p>(6) 農地の売買・賃借・転用・相続・紛争等の相談等</p>	<p>(1) 定例会出席</p> <p>① 職員組合5団体の役員改選の承認</p> <p>② 管理職員等の範囲を定める規則等の改正</p> <p>③ 職員からの措置の要求又は不服申立てがあった場合の審査</p> <p>(2) 公平委員会連合会の総会・事務研修会出席等</p>	<p>(1) 固定資産評価の不服申立てに関する審査等</p> <p>(2) 決定処分取消訴訟の対応等</p>
委員の属性	<p>識見者選出：公認会計士</p> <p>議員選出：議員</p>	<p>・ 会社代表取締役</p> <p>・ 大学教授</p> <p>・ 保育園長</p> <p>・ 医師</p>	<p>・ 元市議会議員</p> <p>・ 元市教育長</p> <p>・ 元市職員（部長経験者）</p> <p>・ 元中学校教師</p>	<p>選任による委員</p> <p>・ 議員推薦（あかし農業協同組合役員等）</p> <p>・ あかし農業協同組合推薦（同農協代表理事等）</p> <p>・ 兵庫南農業協同組合推薦（同農協理事等）</p> <p>・ 土地改良区推薦（土地改良区理事等）</p>	<p>・ 弁護士</p> <p>・ 元会社員</p> <p>・ 会社役員</p>	<p>・ 不動産鑑定士</p> <p>・ 弁護士</p> <p>・ 元市役所職員</p>

非常勤の行政委員会委員の勤務実績一覧(平成22年度～平成25年度)

区 分	委員数	1人当たり勤務回数					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平均	
監査委員	識見者選出	1人	44	36	32	41	38.3
	議員選出	2人	36	30	29	34	32.3
教育委員会	委員長	1人	53	35	58	65	52.8
	委員	3人	31	33	52.7	56.6	43.3
選挙管理委員会	委員長	1人	67	71	53	67	64.5
	委員	3人	29	40	31	29	32.3
農業委員会	会長	1人	50	46	47	51	48.5
	委員	24人 欠員1人	29	29	29	32	29.8
公平委員会	委員長	1人	11	10	8	9	9.5
	委員	2人	9	9	6.5	5	7.4
固定資産評価 審査委員会	委員長	1人	10	6	17	5	9.5
	委員	2人	9	7	17	5	9.4

非常勤の行政委員会委員の勤務実績一覧(平成22年度実績)

(1) 非常勤特別職の報酬額及び勤務日数

職名	委員数	1人当たりH22年度勤務日数(回数)※				合計	備考
		定例会	議会関連	研修	行事		
監査委員	識見者選出	1人	32	1	10	1	資料読み込み、意見形成、指示事項報告、各種相談等
	議員選出	2人	28		6	2	
教育委員会	委員長	1人	21	0	6	26	資料読み込み、意見形成等
	委員	3人	21	0	1.7	8.3	
選挙管理委員会	委員長	1人	18	0	4	37	打合せ等
	委員	3人	18	0	4	7	
農業委員会	会長	1人	25	0	1	8	農地ハトロール、現地調査等
	委員	25人	18	0	1	0	
公平委員会	委員長	1人	4			7	資料読み込み、準備等
	委員	2人	4			5	
固定資産評価審査委員会	委員長	1人	0	0	1	9	固定資産評価の不服申立てに関する審査等
	委員	2人	0	0	0	9	

非常勤の行政委員会委員の勤務実績一覧(平成23年度実績)

(1) 非常勤特別職の報酬額及び勤務日数

職名	委員数	1人当たりH23年度勤務日数(回数)※					合計	備考	
		定例会	議会関連	研修	行事	その他※2		行事欄の内容	その他欄の内容
監査委員	1人	24	3	5	4		36	市長への決算審査概要説明	資料読み込み、意見形成、指示事項報告、各種相談等
議員選出	2人	24		4	2		30	決算審査概要説明	資料読み込み、意見形成等
教育委員会	1人	23	0	5	7	-	35	学校訪問、体育大会、卒業式、懇談会、協議会、視察等	(※その他に臨時会1回)
委員	3人	23	0	4	6	-	33	学校訪問、体育大会、卒業式、懇談会、協議会、視察等	(※その他に臨時会1回)
選挙管理委員会	1人	20	2	5	33	11	71	辞令交付、選挙、啓発活動等	打合せ等
委員	3人	20	0	5	15	0	40	選挙、啓発活動等	打合せ等
農業委員会	1人	25	0	2	9	10	46	各種協議会、総会、記念式典等	農地ハトロール、現地調査等
委員	25人	18	0	1	1	9	29	各種協議会、総会、記念式典等	農地ハトロール、現地調査等
公平委員会	1人	5			5		10	全国、近畿支部、県、権担地区の公平委員会連合会の出席等	資料読み込み、準備等
委員	2人	5			4		9	全国、近畿支部、県、権担地区の公平委員会連合会の出席等	資料読み込み、準備等
固定資産評価審査委員会	1人	0	0	0	0	6	6		固定資産評価の不服申立てに関する審査等
委員	2人	0	0	1	0	6	7		固定資産評価の不服申立てに関する審査等

非常勤の行政委員会委員の勤務実績一覧(平成24年度実績)

(1)非常勤特別職の報酬額及び勤務日数

職名	委員数	1人当たり24年度勤務日数(回数)※1					合計	行事欄の内容	備考
		定例会	議会関連	研修	行事	その他※2			
監査委員	1人	23	3	5	1		32	市長への決算審査概要説明	資料読み込み、意見形成、指示事項報告、各種相談等
	2人	23		4	2		29	決算審査概要説明	資料読み込み、意見形成等
教育委員会	1人	24	1	0	33	-	58	学校訪問、体育大会、卒業式、懇談会、協議会、視察等	(※その他に臨時会3回)
	3人	24	1	0.7	27	-	52.7	学校訪問、体育大会、卒業式、懇談会、協議会、視察等	(※その他に臨時会3回)
選挙管理委員会	1人	20	0	4	26	3	53	辞令交付、選挙、啓発活動等	打合せ等
	3人	20	0	4	7	0	31	選挙、啓発活動等	打合せ等
農業委員会	1人	24	0	1	8	14	47	各種協議会、総会、記念式典等	農地パトロール、現地調査等
	24人 欠員1人	17	0	1	0	11	29	各種協議会、総会、記念式典等	農地パトロール、現地調査等
公平委員会	1人	4	0	0	4	0	8	全国、近畿支部、県、播但地区の公平委員会連合会の出席等	資料読み込み、準備等
	2人	4	0	0	2.5	0	6.5	全国、近畿支部、県、播但地区の公平委員会連合会の出席等	資料読み込み、準備等
固定資産評価審査委員会	1人	0	0	0	0	17	17		固定資産評価の不服申立てに関する審査等
	2人	0	0	0	0	17	17		固定資産評価の不服申立てに関する審査等

非常勤の行政委員会委員の勤務実績一覧(平成25年度実績)

(1)非常勤特別職の報酬額及び勤務日数

職名	委員数	1人当たりH25年度勤務日数(回数)※1					合計	備考	
		定例会	議会関連	研修	行事	その他※2		行事欄の内容	その他欄の内容
監査委員	1人	27	3	6	2	3	41	市長への決算審査概要説明、辞令交付(職務代理者)	資料読み込み、意見形成、指示事項報告、各種相談等
	2人	27		5	2		34	決算審査概要説明	資料読み込み、意見形成等
教育委員会	1人	22	2	2	39		65	学校訪問、体育大会、卒業式、懇談会、協議会、視察等	(※その他に臨時会1回)
	3人	21.6		2.7	32.3		58.6	学校訪問、体育大会、卒業式、懇談会、協議会、視察等	(※その他に臨時会1回)
選挙管理委員会	1人	18	0	4	37	8	67	辞令交付、選挙、啓発活動等	打合せ等
	3人	18	0	4	7	0	29	選挙、啓発活動等	打合せ等
農業委員会	1人	24	0	1	12	14	51	各種協議会、総会等	農地ハトロール、現地調査等
	24人 欠員1人	17	0	1	1	13	32	各種協議会、総会等	農地ハトロール、現地調査等
公平委員会	1人	2			7		9	全国、近畿支部、県、樺但地区の公平委員会連合会の出席等	資料読み込み、準備等
	2人	2			3		5	全国、近畿支部、県、樺但地区の公平委員会連合会の出席等	資料読み込み、準備等
固定資産評価審査委員会	1人					5	5		固定資産評価の不服申立てに関する審査等
	2人					5	5		固定資産評価の不服申立てに関する審査等